

国海員第318号  
令和4年2月15日

交通政策審議会  
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣  
齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第403号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
向島マリーナー 株式会社	広島県尾道市山波町1905番地の24
三ツ矢海運 株式会社	福岡県北九州市八幡東区昭和三丁目1番 29-401